

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び山元町財務規則（昭和59年山元町規則第8号）第92条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月30日

山元町長 橋 元 伸



1 入札に付する工事

- (1) 工事名 令和8年度（債務）山元町立小・中学校屋内運動場空調設備工事
- (2) 工事場所 山元町立坂元小学校・山元町立山下第二小学校・山元町立山元中学校
- (3) 工事内容 「電源自立型ガスヒートポンプ式空調システム」の設置工事ほか
ア 坂元小学校 室外機：3台 室内機：13台 LPG ボンベ庫：1台
イ 山下第二小学校 室外機：3台 室内機：11台 LPG ボンベ庫：1台
ウ 山元中学校 室外機：4台 室内機：16台 LPG ボンベ庫：2台
- (4) 工期 山元町議会で議決された日の翌日から令和9年9月21日まで

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(8)に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札日に指名停止を受けている期間でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第172条）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和7・8年度山元町建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
ア 宮城県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有していること。
イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査結果で、管工事について総合評定値（P）が、850点以上であること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任で配置できること。
なお、配置予定技術者の配置予定期間は、令和9年5月21日から令和9年9月21日までとする。
ア 一級管工事施工管理技士の資格を有する者、又は、これと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定したものであること。
イ 配置予定技術者は、入札参加受付の手続きを行った日より3ヶ月以上前から、入札参加事業者と直接的な雇用関係にある者。
ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術講習修了証を有する者であること。
- (6) 工事請負契約の履行にあたっては不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札参加心得規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社若しくは再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他
 - (ア) 入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - (イ) 上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本工事の一般競争入札の参加希望者は、次に従い、申請書及び関係資料等を提出し、山元町長から参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書及び関係資料等を下記の期日以内に提出しない者は、本工事の一般競争入札に参加することができない。
 - ア 申請書提出期日 令和8年9月30日（水）から令和8年10月9日（金）まで
 - イ 申請書提出時間 午前9時00分から12時00分及び午後1時00分から5時00分まで
※ただし、山元町の休日を定める条例（平成2年山元町条例第19号）に規定する閉庁日を除く。
 - ウ 申請書提出場所 山元町教育委員会教育総務課 【Tel:0233-37-5115 Fax:0223-37-5119】
※直接持参（郵送も可）とする。
※ただし、郵送する場合は、事前に電話連絡するものとし、上記の提出期限内に到着したものに限り受理する。
 - エ 提出書類
 - (ア) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び添付書類
 - (イ) 宣誓書（様式第2号）
 - (ウ) 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）及び添付書類
- (2) 配置予定の技術者
資格等を証明する書類として資格者証の写し（監理技術者資格者証については、裏面も必要）を提出すること。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請者全てに対し行うものとする。
- (4) 資料の作成説明会は行わない。
- (5) 申請書は、山元町ホームページよりダウンロードして使用すること。

4 入札参加資格審査結果

入札参加資格審査結果通知については、「様式第4号」又は「様式第5号」にて審査結果を下記期日付で通知するものとする。

入札参加資格審査結果通知日 令和8年10月15日（木）

5 仕様書の閲覧・貸出

- (1) 閲覧・貸出期間
令和8年9月30日（水）午前9時00分から令和8年10月26日（月）午後5時00分まで
※ただし、山元町の休日を定める条例に規定する閉庁日を除く
- (2) 閲覧・貸出場所
山元町教育委員会教育総務課 【Tel:0233-37-5115 Fax:0223-37-5119】
※仕様書等の貸出しについては、予め電話等で予約すること。
※山元町ホームページより、閲覧、仕様書等のダウンロードが可能。

6 閲覧に対する質問

- (1) この閲覧に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
 - ア 提出方法 「様式第6号」で作成し持参することにより提出するものとする。

※郵送等も可とする。

※なお、郵送又はFAXでの質問も可とするが、事前に電話連絡するものとし、下記の受付期間内に到着したものに限り受理する。

イ 受付期間 令和8年9月30日（水）から令和8年10月9日（金）
午後5時00分まで

※ただし、山元町の休日を定める条例に規定する閉庁日を除く。

ウ 提出場所 山元町教育委員会教育総務課 【Tel:0233-37-5115 Fax:0223-37-5119】

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、「様式第7号」により令和8年10月15日（木）に、本工事の一般競争入札参加資格を有する全ての者へFAXで行うものとする。

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年10月27日（火） 午前10時00分から
(2) 場 所 山元町役場2階 第2会議室 （控室：山元町役場2階 第3会議室）

8 入札方法等

- (1) 山元町建設工事執行規則(平成13年山元町規則第11号)第12条の2に基づき本工事の入札は、「最低制限価格制度」により実施する。
(2) 予定価格については、事前公表しないものとする。
(3) 入札時に積算の根拠となる積算内訳書の提出をすること。
(4) 入札に代理人をもって参加する場合は、必ず入札に関する委任状を入札前に入札執行者に提出すること。
(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（税抜き）に相当する金額を入札書に記載すること。
(6) 再度の入札回数は1回を限度とする。
(7) 本工事の入札については、「様式第4号」の通知を受けた者のみが参加できるものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 請負金額の100分の10以上の金額（山元町建設工事執行規則に基づく）

10 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

11 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに仕様書並びに入札参加心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

12 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で、やむを得ないとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 3 支払い条件

山元町建設工事執行規則に基づき実施するものとし、令和8年度の支払いは0円とする。

(1) 前金払 40%以内

(2) 中間前金払 20%以内

1 4 その他

(1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、現地作業を含む調査や測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責において行うものとする。

- ・工期：山元町議会で議決された日の翌日から令和9年9月21日まで
- ・余裕工期：山元町議会で議決された日の翌日から令和9年5月20日まで
- ・実工期：令和9年5月21日から令和9年9月21日まで

したがって、配置予定技術者の配置予定期間は、令和9年5月21日から令和9年9月21日までとする。

- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札決定した業者は消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを契約書作成前に届け出ること。
- (4) 入札参加者は、入札参加心得を熟読し、厳守すること。
- (5) 資料に虚偽の記載をした場合においては、山元町建設工事入札参加登録業者等指名停止措置要領（平成21年山元町告示76号）に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (6) 落札者は、「様式第3号」に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (7) 仕様書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (8) 山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成20年山元町告示第64号）に規定する入札参加除外措置を受けたときは、契約を締結しないことがある。
- (9) この契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び山元町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、効力は山元町議会の議決を経てから生じるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。